

平成31年第1回定例会 議決結果

番 号	議 案 名	結 果
議案第1号	平成31年度鹿嶋市一般会計予算	原案可決
議案第2号	平成31年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第3号	平成31年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第4号	平成31年度鹿嶋市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第5号	平成31年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
議案第6号	平成31年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算	原案可決
議案第7号	平成31年度鹿嶋市墓地特別会計予算	原案可決
議案第8号	平成31年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算	原案可決
議案第9号	平成31年度鹿嶋市下水道事業会計予算	原案可決
議案第10号	平成31年度鹿嶋市水道事業会計予算	原案可決
議案第11号	平成31年度鹿嶋市大野区域水道事業会計予算	原案可決
議案第12号	平成30年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第13号	平成30年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第14号	平成30年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第15号	平成30年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第16号	平成30年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第17号	平成30年度鹿嶋市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第18号	平成30年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第19号	平成30年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第20号	平成30年度鹿嶋市大野区域水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第21号	鹿嶋市職員の自己啓発等休業に関する条例	原案可決
議案第22号	鹿嶋市職員の配偶者同行休業に関する条例	原案可決
議案第23号	鹿嶋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第24号	鹿嶋市職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第25号	鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第26号	鹿嶋市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第27号	鹿嶋市浄化槽清掃業に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第28号	鹿嶋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第29号	鹿嶋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決

議案第30号	鹿嶋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第31号	鹿嶋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第32号	鹿嶋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
第1号議案	鹿嶋市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
第2号議案	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会鹿嶋市の取り組みに関する提言	原案可決
第3号議案	(仮称) 歴史資料館建設及び関東鉄道跡地利用関連事業の賛否を問う住民投票条例	否 決
平成31年請願第1号	「鹿行地域の医療体制維持のため、なめがた地域医療センターの入院・夜間救急受け入れの停止の方針が見直されるよう、茨城県厚生連および茨城県へ要請すること」を求める請願書	不 採 択
意見書第1号	「地域を守る救急医療機関に対し、責任ある支援を継続すること」を求める意見書	原案可決
意見書第2号	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備等の取組みへの支援を求める意見書	原案可決

【議案説明】

議案第1号 平成31年度鹿嶋市一般会計予算

1 歳入歳出予算について

- (1) 歳入歳出予算の総額は、前年度比 0.3%増 (6,900 万円増) の 234 億 5,600 万円となりました。
- (2) 歳入の主なものとしましては、市税は、個人所得の増による個人市民税の増などにより、前年度比 3.2%増の 112 億 7,220 万 5 千円を見込みました。地方消費税交付金は、消費税増税に伴い前年度比 6,600 万円増の 12 億 5,600 万円、地方交付税は、震災復興特別交付税の減などにより前年度比 25.3%減の 10 億 1,218 万円、分担金及び負担金は、保育料の減などにより前年度比 12.3%減の 2 億 7,686 万 8 千円、国庫支出金は、児童福祉費負担金の増などにより前年度比 4.7%増の 36 億 629 万 8 千円、県支出金は、社会福祉費補助金の増などにより前年度比 22.1%増の 19 億 5,713 万 8 千円、寄附金は、ふるさと納税の減により前年度比 37.3%減の 1 億 5,100 万円、繰入金は、公共施設整備基金繰入金の減などにより前年度比 26.7%減の 9 億 820 万 5 千円、市債は、社会教育債の増などにより前年度比 0.1%増の 14 億 7,170 万円を見込みました。

(3) 歳出の主なものとしましては、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、前年度比 1.3%増の 120 億 5,287 万 7 千円、普通建設事業費、災害復旧費からなる投資的経費は、市街地液状化対策工事（復興交付金）の皆減などにより、前年度比 7.9%減の 21 億 1,349 万 5 千円、物件費や補助費などのその他の経費は、前年度比 1.1%増の 92 億 8,962 万 8 千円を計上しました。

(4) 平成 31 年度の主要事業としましては、総務費関係は、地元産業の活性化や自主財源の確保を図るためのふるさと納税推進事業、オリンピック開催の機運醸成事業などを実施するオリンピック推進事業、コミュニティバスへの運行支援やデマンド交通運行事業などを実施する公共交通対策事業、鹿島神宮駅前広場のリニューアル工事などを実施する宮中地区賑わい創出事業など、28 億 1,093 万 6 千円を計上しました。

民生費関係は、障がいのある方が地域で安心して暮らせるように支援する自立支援給付事業、子育て世帯を支援する子宝手当支給事業や教育・保育施設入所支援事業、生活保護扶助経費など、95 億 9,929 万 6 千円を計上しました。

衛生費関係は、医療体制の充実を図る救急医療対策経費、疾病を予防し市民の健康を維持する予防接種経費やがん対策経費、妊産婦及び乳児の心身の健康を維持する妊産婦乳児健康診査経費など、20 億 7,758 万円を計上しました。

労働費関係は、本市への U I J ターンにつなげるため移住・就職相談事業などを実施する労働行政事務経費に 84 万 2 千円を計上しました。

農林水産業費関係は、生産者団体などの支援を行う農業振興事業、漁業振興と水産資源の保護など実施する水産振興対策経費など、3 億 698 万 6 千円を計上しました。

商工費関係は、鹿島神宮周辺の賑わいづくりを先導するまちづくり会社への補助を行う中心市街地活性化支援事業、アントラーズホームタウン DMO への補助と、地域おこし協力隊による地域資源の掘り起しや市の魅力発信などを行う広域観光対策事業など 2 億 3,193 万 8 千円を計上しました。

土木費関係は、安全安心な道路環境を維持する道路維持補修費、雨水対策を図る雨水排水整備事業、通学路交通安全プログラムにより交通安全施設の整備などを行う幹線道路整備事業、橋りょうの老朽化対策により長寿命化を図る橋りょう長寿命化事業、定住人口増加のため市街化区域等で住宅を取得した若年世帯に対し定住促進助成金を交付する定住促進事業など、18 億 6,402 万 3 千円を計上しました。

消防費関係は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る消防団関係経費、鹿島地方事務組合消防事業経費など、10 億 1,119 万 1 千円を計上しました。

教育費関係は、英語教育環境の更なる向上のため、各学校への A L T の派遣や英語版授業改善プロジェクトの実施、英語力向上スーパーバイザーの配置などを行う英語指導事業経費、オリンピック・パラリンピック競技のトップアスリートをオリパラ校長先生として各学校に派遣し、交流授業などを行うオリンピック教育推進事業、専科担当非常勤職員やアシスタントティーチャーを配置する小学校教育振興支援事業、市民の読書環境の充実を図る図書館運営経費、鹿嶋勤労文化会館の空調設備等の改修を

行う文化会館大規模改修事業，茨城国体実施のための茨城国体開催経費，カシマススポーツセンターの空調設備等の改修を行う体育施設管理費など，33億9,929万6千円を計上しました。

災害復旧費関係は，風水害などに対応するための道路橋りょう災害復旧事業に400万円を計上しました。

2 債務負担行為について

債務負担行為は，戸籍システム賃貸借，都市計画マスタープラン改定業務委託について限度額を設定しました。

3 地方債について

地方債は，防災施設整備事業，保育園施設整備事業，し尿処理施設大規模改修事業，農業農村整備事業，道路整備事業，鹿島神宮駅前広場整備事業，社会教育施設等整備事業，カシマススポーツセンター大規模改造事業，臨時財政対策債など，14億7,170万円について限度額を設定しました。

議案第2号 平成31年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算の総額は，前年度比10.9%減（9億4,748万7千円減）の77億7,847万5千円となりました。

歳入としましては，国民健康保険税15億9,910万1千円，国庫支出金1,034万3千円，県支出金55億9,926万8千円，繰入金5億597万4千円，諸収入他6,378万9千円を見込みました。

歳出としましては，総務費4,103万3千円，保険給付費55億9,833万1千円，国民健康保険事業費納付金20億6,039万2千円，保健事業費5,969万9千円，予備費1,000万円，諸支出金他902万円を計上しました。

議案第3号 平成31年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算

歳入歳出予算の総額は，前年度比8.8%増（5,633万3千円増）の6億9,765万1千円となりました。

歳入としましては，後期高齢者医療保険料5億5,573万3千円，使用料及び手数料2万円，繰入金1億3,954万8千円，繰越金50万円，諸収入185万円を見込みました。

歳出としましては，後期高齢者医療広域連合納付金6億9,608万1千円，諸支出金157万円を計上しました。

議案第4号 平成31年度鹿嶋市介護保険特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、前年度比4.7%増（1億9,599万7千円増）の43億2,383万円となりました。

歳入の主なものとしましては、介護保険料11億5,902万円、国庫支出金8億3,197万円、支払基金交付金11億1,690万3千円、県支出金6億2,521万5千円、繰入金5億9,029万1千円を見込みました。

歳出としましては、総務費4,578万9千円、保険給付費39億9,390万4千円、地域支援事業費2億5,621万2千円、積立金2,391万3千円、諸支出金101万2千円、予備費300万円を計上しました。

議案第5号 平成31年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、前年度比4.0%増（470万9千円増）の1億2,300万円となりました。

歳入としましては、分担金及び負担金6,273万8千円、使用料及び手数料2千円、財産収入25万8千円、繰入金6,000万円、前年度繰越金1千円、諸収入1千円を見込みました。

歳出としましては、都市計画費1億1,883万7千円、公債費16万7千円、諸支出金299万6千円、予備費100万円を計上しました。

議案第6号 平成31年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、前年度比2.1%増（146万1千円増）の7,118万5千円となりました。

歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料1,946万8千円、県支出金676万円、一般会計繰入金3,392万5千円、前年度繰越金1,100万円を見込みました。

歳出としましては、農業集落排水費3,626万円、公債費3,392万5千円、予備費100万円を計上しました。

議案第7号 平成31年度鹿嶋市墓地特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、前年度比48.6%増（579万3千円増）の1,771万2千円となりました。

歳入としましては、使用料及び手数料1,171万2千円、繰越金600万円を見込みました。

歳出としましては、墓地管理費 640 万 2 千円、基金積立金 501 万 7 千円、公債費 609 万 3 千円、予備費 20 万円を計上しました。

議案第 8 号 平成 31 年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、前年度比 1.9%減（500 万円減）の 2 億 6,000 万円となりました。

歳入としましては、繰替金収入 2 億 6,000 万円を見込みました。

歳出としましては、需用費（光熱水費）2 億 3,000 万円、役務費（電話料）3,000 万円を計上しました。

議案第 9 号 平成 31 年度鹿嶋市下水道事業会計予算

1 収益的収入及び支出について

収入としましては、営業収益 9 億 9,953 万 5 千円、営業外収益 4 億 8,967 万円、総額で前年度比 0.4%減（528 万 2 千円減）の 14 億 8,920 万 5 千円を見込みました。

支出としましては、営業費用 12 億 7,555 万 9 千円、営業外費用 1 億 4,658 万 9 千円、特別損失 628 万円、予備費 500 万円、総額で前年度比 3.6%減（5,284 万 4 千円減）の 14 億 3,342 万 8 千円を計上しました。

2 資本的収入及び支出について

収入としましては、企業債 5 億 4,800 万円、他会計出資金 2,500 万円、国庫補助金 3 億 1,324 万 5 千円、負担金及び分担金 1,652 万 5 千円、総額で前年度比 22.0%増（1 億 6,249 万 5 千円増）の 9 億 277 万円を見込みました。

支出としましては、建設改良費 8 億 8,119 万 1 千円、固定資産購入費 1,800 万円、企業債償還金 4 億 8,883 万 8 千円、基金積立金 1 万 6 千円、総額で前年度比 18.2%増（2 億 1,355 万 5 千円増）の 13 億 8,804 万 5 千円を計上しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 8,527 万 5 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補填するものです。

3 債務負担行為について

債務負担行為は、下水汚泥処分委託について限度額を設定しました。

議案第10号 平成31年度鹿嶋市水道事業会計予算

1 収益的収入及び支出について

収入としましては、水道料金等の営業収益 14 億 3,992 万 9 千円、預金利子等の営業外収益 2,787 万 1 千円、総額で前年度比 2.6%増（3,786 万 7 千円増）の 14 億 6,780 万円を見込みました。

支出としましては、受水費、給水施設等の維持管理費及び人件費等の営業費用 13 億 9,252 万 1 千円、企業債利子等の営業外費用 8,167 万 9 千円、予備費 500 万円、総額で前年度比 5.2%増（7,366 万 8 千円増）の 14 億 7,920 万円を計上しました。

2 資本的収入及び支出について

収入としましては、企業債 8,000 万円、出資金 1,400 万円、補助金 1,983 万 3 千円、負担金 957 万 5 千円、総額で前年度比 7.9%増（905 万 1 千円増）の 1 億 2,340 万 8 千円を見込みました。

支出としましては、建設改良費 1 億 6,397 万 2 千円、企業債償還金 1 億 2,229 万 7 千円、国庫補助金返還金 147 万円、総額で前年度比 9.3%減（2,936 万 5 千円減）の 2 億 8,773 万 9 千円を計上しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 6,433 万 1 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補填するものです。

議案第11号 平成31年度鹿嶋市大野区域水道事業会計予算

1 収益的収入及び支出について

収入としましては、水道料金等の営業収益 1 億 9,740 万 6 千円、他会計補助金等の営業外収益 1 億 3,552 万 7 千円、総額で前年度比 1.3%増（438 万 8 千円増）の 3 億 3,293 万 3 千円を見込みました。

支出としましては、受水費、給水施設等の維持管理費及び人件費等の営業費用 3 億 2,506 万円、企業債利子等の営業外費用 3,740 万 8 千円、予備費 100 万円、総額で前年度比 1.3%増（465 万 9 千円の増）の 3 億 6,346 万 8 千円を計上しました。

2 資本的収入及び支出について

収入としましては、企業債 4,500 万円、出資金 2,300 万円、補助金 2,300 万円、負担金 307 万 5 千円、総額で前年度比 34.2%減（4,894 万 9 千円減）の 9,407 万 5 千円を見込みました。

支出としましては、建設改良費 1 億 94 万 6 千円、企業債償還金 1 億 1,310 万 2 千円、総額で前年度比 2.3%減（500 万 4 千円減）の 2 億 1,404 万 8 千円を計上しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 1,997 万 3 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補填するものです。

議案第 12 号 平成 30 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 5 号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 億 6,693 万 7 千円を追加し、総額 252 億 9,074 万 1 千円となりました。

歳入の主なものとしましては、震災復興特別交付税の減による地方交付税の減 7,957 万 9 千円、ふるさと納税の減による寄附金の減 7,000 万円、東日本大震災復興基金（国土交通省分）の増などによる繰入金の増 7 億 9,584 万 3 千円、前年度繰越金の増 1 億 7,366 万 6 千円、義務教育債などによる市債の減 7,960 万円などを見込みました。

歳出の主なものとしましては、東日本大震災復興基金（国土交通省分）返還金による財政事務経費の増 9 億 1,225 万 3 千円、自立支援給付事業の増 7,020 万 7 千円、介護保険特別会計繰出金の増 2,908 万 9 千円、児童扶養手当の減による母子・父子対策事業の減 3,472 万 9 千円、小規模保育整備事業費補助金の減による教育・保育施設入所支援事業の減 3,528 万 3 千円、保育士嘱託職員報酬の減などによる保育園運営経費の減 2,954 万 9 千円、区画道路工事費の減などによる区画整理地内道路整備事業（社会資本整備総合交付金）の減 5,654 万 7 千円、平井東部土地区画整理事業特別会計繰出金の増 4,654 万 8 千円などを計上しました。

2 繰越明許費について

繰越明許費は、地域情報発信事業、清掃美化対策経費、道路維持補修費、0102 号線市道整備事業、区画整理地内道路整備事業（社会資本整備総合交付金）、橋りょう長寿命化事業、市街地液状化対策工事（復興交付金）、消防施設整備費、公民館施設管理費を設定しました。

3 地方債の補正について

市債は、市庁舎等整備事業、災害援護資金貸付事業、保育園施設整備事業、ごみ処理施設大規模改修事業、区画道路整備事業、公営住宅建設事業、中学校大規模改造事業、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、幼稚園エアコン整備事業について限度額を変更しました。

議案第 13 号 平成 30 年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8 億 2,571 万円を減額し、総額 80

億 2,734 万 3 千円となりました。

歳入としましては、国庫支出金 240 万円、県支出金 6 億 8,216 万 4 千円、繰入金 1 億 4,084 万 6 千円、諸収入 30 万円を減額しました。

歳出としましては、保険給付費 6 億 8,456 万 4 千円、国民健康保険事業費納付金 1 億 3,932 万 6 千円、保健事業費 182 万円を減額しました。

議案第 14 号 平成 30 年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,280 万 9 千円を追加し、総額 6 億 5,698 万 1 千円となりました。

歳入としましては、後期高齢者医療保険料 1,280 万 9 千円を見込みました。

歳出としましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1,280 万 9 千円を計上しました。

議案第 15 号 平成 30 年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 2,829 万 3 千円を追加し、総額 43 億 9,934 万 6 千円となりました。

歳入としましては、国庫支出金 2,944 万 2 千円、支払基金交付金 6,657 万 8 千円、県支出金 3,629 万円、繰入金 2,908 万 8 千円、前年度繰越金 6,692 万 2 千円を見込み、財産収入 2 万 7 千円を減額しました。

歳出としましては、総務費 1,864 万円、積立金 1,817 万 6 千円を減額し、保険給付費 2 億 4,833 万 3 千円を計上しました。

議案第 16 号 平成 30 年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,059 万 1 千円を減額し、総額 1 億 770 万円となりました。

歳入としましては、保留地処分金 8,530 万円を減額し、一般会計繰入金 4,654 万 8 千円、前年度繰越金 2,813 万円、諸収入 3 万 1 千円を見込みました。

歳出としましては、土地区画整理事務経費 159 万 8 千円、調査委託料 249 万 3 千円、上水道工事負担金 650 万円を減額しました。

議案第 17 号 平成 30 年度鹿嶋市農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、総額 6,838 万 4 千円となりました。

歳入としましては、県支出金 200 万円を減額しました。

歳出としましては、中村地区農業集落排水施設費 200 万円を減額しました。

議案第 18 号 平成 30 年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

1 収益的収支について

収益的収支については、既定の収入予算総額に、営業外収益 4,870 万 5 千円を追加し、総額 15 億 5,001 万 1 千円となりました。既定の支出予算総額から、営業費用 296 万 6 千円を減額し、総額 14 億 9,174 万 1 千円となりました。

2 債務負担行為補正について

債務負担行為補正については、下水汚泥処分委託の期間及び限度額を変更しました。

議案第 19 号 平成 30 年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第 2 号）

資本的収支については、既定の収入予算総額から、負担金 746 万円を減額し、総額 1 億 689 万 7 千円となりました。既定の支出予算総額から、建設改良費 1,664 万 5 千円を減額し、総額 3 億 45 万 9 千円となりました。

議案第 20 号 平成 30 年度鹿嶋市大野区域水道事業会計補正予算（第 1 号）

資本的収支については、既定の収入予算総額から、負担金 123 万 9 千円を減額し、総額 1 億 4,178 万 5 千円となりました。既定の支出予算総額から、建設改良費 96 万円を減額し、総額 2 億 1,809 万 2 千円となりました。

議案第 21 号 鹿嶋市職員の自己啓発等休業に関する条例

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。

議案第 22 号 鹿嶋市職員の配偶者同行休業に関する条例

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。

議案第 23 号 鹿嶋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、公職選挙法の改正により、都道府県又は市の議会の議員選挙において、

ビラの頒布が可能となり、併せて、条例で定めるところにより、その作成費用も無料とすることができるようになったことから、市議会議員選挙におけるビラの作成費用を公費で負担できるよう、条例の一部を改正するものです。

議案第 24 号 鹿嶋市職員定数条例の一部を改正する条例

今回の改正は、平成 31 年 4 月の行政組織の見直し等に伴い、職員の定数を改める必要があるため、条例の一部を改正するものです。

議案第 25 号 鹿嶋市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、行政不服審査会委員の構成員の追加に伴い、当該委員の報酬額等を定めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第 26 号 鹿嶋市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、職員の派遣先として、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を追加するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 27 号 鹿嶋市浄化槽清掃業に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、浄化槽清掃業に従事する者の身分証制度を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議案第 28 号 鹿嶋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、一般廃棄物の処理業務に従事する者の身分証制度を廃止するとともに、粗大ごみの分類を明確にするため、条例の一部を改正するものです。

議案第 29 号 鹿嶋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

今回の改正は、国民健康保険事業費納付金の支払に困難が生じた場合に国民健康保険支払準備基金を処分し、同納付金の支払に充てることができるようにするため、条例の一部を改正するものです。

議案第30号 鹿嶋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の貸付条件等を変更するため、条例の一部を改正するものです。

議案第31号 鹿嶋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、新たに都市計画決定した「沼尾・林地区地区計画」を適用区域に追加し、地区計画の区域内における建築物に係る制限事項を定めるとともに、罰則規定における敷地面積の取扱いを明確にするため、条例の一部を改正するものです。

議案第32号 鹿嶋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今回の改正は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本市の放課後児童支援員の基礎資格要件を拡大するため、条例の一部を改正するものです。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

・和 泉 福 治（再任）

民間企業の勤務を経て、市役所に勤務し、ごみ対策室長や環境課長等を歴任し、市行政に手腕を発揮した。

人格識見が高く、地域の実情にも通じており、公正な立場で地域住民の相談に応じ、必要な法律上の知識習得に努めるなど積極的な活動をしている。

平成22年7月1日から鹿嶋市人権擁護委員に就任している。

第1号議案 鹿嶋市議会委員会条例の一部を改正する条例

今回の改正は、鹿嶋市議会議員定数の改正に伴い、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

第2号議案 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会鹿嶋市の取り組みに関する提言

平成29年7月、本市のス茨城カシマサッカースタジアムでの東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）サッカー競技開催が正式に決定しました。

東京2020大会では、本市に選手、スタッフをはじめメディア関係者や観客など世界中から多数の来場が見込まれると同時に、会場地である本市に関する情報が国内外に広く発信されます。さらに、東京2020大会は「復興五輪」として位置付けられ、被災地が復興を成し遂げつつある姿を全世界にアピールする大会でもあります。

本市議会は、東京2020大会の本市サッカー競技開催を成功に導くため、様々な諸課題について調査、研究を行なうべく、「東京2020オリンピック推進調査特別委員会」を設置し、延べ10回の委員会を開催し調査検討した他、本市同様地方開催都市の千葉県一宮町、静岡県伊豆市の視察を行いました。その結果を取りまとめ、提言します。

第3号議案 （仮称）歴史資料館建設及び関東鉄道跡地利用関連事業の賛否を問う住民投票条例

宮中地区賑わい創出事業（歴史資料館建設及び関東鉄道跡地利用等関連事業であり、オリンピック関連を除く）（以下「本事業」という。）はそもそも、歴史資料館建設をコア事業として開始された事業である。現市長の白紙発言からすれば、現状の事業の進め方に対し、疑念を抱いている市民も多いことから、下記の理由により、本事業を住民投票の対象とし、住民投票条例を制定する。

理由1

歴史資料館建設については、平成28年12月定例会において請願第4号 鹿嶋市立歴史博物館・歴史民俗資料館等の建設に関する請願を全会一致で議会採択された。

しかしながら、平成30年2月21日、現市長により議場において「歴史資料館建設に向けた取り組みにつきましては、白紙とする重大な決断をいたしました。」との発言がなされた。

同年4月15日に行われた鹿嶋市長選挙において、歴史資料館建設を白紙と公約して2度目の当選を果たしたから歴史資料館建設の白紙は鹿嶋市民の民意であると言える。

しかしながら、平成31年第1回定例会の予算議案中、宮中地区賑わい創出事業費289,711千円が計上された事から歴史資料館建設が再開される事が明らかであると判断せざるを得ない。また、内閣府からのアドバイスによる市民からコンセンサスを得るための市民懇談会を複数回実施するも、未だに市民からコンセンサスを得たとは言えない。

よって本事業は住民自治の権利者である鹿嶋市民の民意に反するから住民投票により事業の賛成又は反対（見直し含む）の判断を市民に求めるべきである。

理由 2

歴史資料館建設については、鹿嶋の歴史の重要性は理解すると共に、その保存継承も重要課題であると理解する。

しかしながら、市主導の「歴史館を建てましたから皆さん観に来て下さい。」という一方的思考の現状の計画は、観光客及び市民ニーズにマッチしているとは言えない。

また、関東鉄道跡地の利用について、第3駐車場としての計画については、現状有料駐車場としての利用日数は年間18日程度であって、新たに隣接市道の整備並びにアスファルト整備を実施したところで、鹿島神宮へ支払う借地料に合う駐車料金が徴収できない事は明らかである。

31年度予算における鹿嶋市の土地借上料の総額は年間1億円強である。関東鉄道跡地利用による更なる土地借上料を増やす行為は、鹿嶋市財政の更なる悪化を招くと共に他事業の予算削減を余儀なくされる可能性を秘めている。

よって、本事業は大幅な事業見直しが必要と判断せざるを得ないから、住民投票により事業の賛成又は反対（見直し含む）の判断を市民に求めるべきである。

平成31年議案第1号 「鹿行地域の医療体制維持のため、なめがた地域医療センターの入院・夜間救急受け入れの停止の方針が見直されるよう、茨城県厚生連および茨城県へ要請すること」を求める請願書

2月8日の茨城新聞で、「茨城県厚生連が、なめがた地域医療センターの大幅な規模縮小を検討している」「今春からの入院病棟の段階的な閉鎖や夜間救急の受け入れ中止案が浮上している」「20年4月からは入院患者の受け入れ自体の取り止めに視野に入れている」との報道がありました。2月6日に病院管理部から職員に対しておこなわれた説明でも、「茨城県厚生連は2019年度以降徐々になめがたの体制を外来・健診・透析へと縮小させ、入院受け入れは土浦へ移行していくつもりで考えていた」との説明がありましたが、さらに、「それに加えて、その旨を筑波大医局に伝えたところ、それならば今年4月から撤退するとの判断が一部医局から下され、結果としてなめがたの医局体制が整わなくなるため、4月から外来診療と健診・透析のみとなる。多くの医師が撤退するため、稼働は1病棟のみとなる見込み。医師の大幅減少のため4月1日から当直体制が取れなくなり、夜間救急の停止となる（以上、主旨）」と、さらに緊迫した状況の説明がありました。

2月も半ばにさしかかろうという段階で、患者・職員をはじめ、消防や救急隊・周辺自治体など関係各所との相談も説明もない状態で4月からこのように急激な診療機能の縮小など、到底考えられるものではありません。

なめがた地域医療センターは、医療過疎の鹿行地域において、地元自治体や地域住民の積年の思いが結実して建設された病院であり、建設や運営にあたって、

自治体の資金援助や助成を受けてきたことはもとより、地元市町村の地域将来構想にも入っている病院です。厚生連は公的医療機関の指定を受け、法人税法に規定する「公益法人等」であり、その医療保健業が非収益事業の承認を受け、非課税が適用され、また建設や運営にあたって自治体の助成を受けてきたことは、住民の財産の一部からなる病院と言えます。それにも関わらず、経営の判断で、一方的に診療体制を縮小することは、地域住民や周辺自治体・茨城県の信頼を裏切る行為であり、公立病院と並んで地域医療を担う使命をおびた公的医療機関として、その責任を放棄するものです。

また、もし厚生連の言うことが事実であるならば、病院の診療体制縮小の方針を聞いた筑波大学医局（一部）が、それならばこの4月から医局員を引き上げるとしたことも問題をはらんでいるのではないのでしょうか。もちろん、地域医療を守るために今後も奮闘してくださる同大学派遣医師もいらっしゃいますので、その点については感謝の意を表するものです。

なめがた地域医療センターは、199床の入院病床があり、行方市内では唯一、二次救急をあつかえる救急告示病院です。さらに、鹿行地域全体の「地域救命センター」（重篤な救急患者に対応する三次救急医療機関である救命救急センターに準じた取り扱い）として県から指定を受けています。なめがた市民はもとより、医療過疎と呼ばれる鹿行地域に暮らす住民は、こうした機能を持つなめがた地域医療センターを、健康に生き・生活を営むためのよりどころとしてきました。その病院で、入院や夜間救急の受け入れ縮小や停止が起きれば、私たちの命が脅かされていると言っても過言ではありません。最近では、土浦協同病院との連携強化で、土浦へ入院や救急の機能を移していくとの方針があるようですが、三次救急を扱う大規模病院の土浦では、病状によっては、受け入れてもらえない・受け入れの優先順位が下がるといったことが起こる可能性が考えられます。また、近隣とは言っても、移動時間は長くかかります。

ついでには、鹿行地域の住民の命と健康・暮らしを守るため、なめがた地域医療センターの入院・夜間救急の診療体制を維持していただきたく、下記のとおり求めるものです。

【請願事項】

1. 茨城県厚生連に対し、鹿行地域の医療体制をこれ以上縮小させることのないよう、なめがた地域医療センターにおける入院受け入れ、および夜間救急停止の方針を見直すことを要請すること。
2. なめがた地域医療センターへの医師派遣を2019年4月から一部取りやめるという筑波大学当該医局の判断を見直していただくよう、茨城県から筑波大学に要請することを、県へ申し入れること。

意見書第1号 「地域を守る救急医療機関に対し、責任ある支援を継続すること」を求める意見書

鹿行南部地域では、神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編機能統合が急速に進められているものの、深刻な医師不足を背景に多くの休眠病床を抱え、二次救急医療を十分に担っていない状況にあります。そのような中、茨城新聞に土浦協同病院なめがた地域医療センターに関し、『病院規模 大幅縮小へ』という記事が掲載され、救急医療体制が崩壊しかねない現状について、鹿行地域の住民はもちろん、行政や医療機関はたいへんな危機感と不安を抱いたところであります。

なめがた地域医療センターは、鹿行地域で唯一、重篤な救急患者に対応する三次救急医療機関としての救命救急センターに準じた「地域救命センター」及び「災害拠点病院」の県指定を受けており、鹿行地域全体の救急医療の中核病院としてその責務は重大かつ明白であります。

このため、地域の救急医療体制の充実、なめがた地域医療センターの救急医療体制及び入院病床数の継続、同センターにおける強力な医師確保の推進に努めることを求め、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

意見書第2号 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備等の取り組みへの支援を求める意見書

本市でのオリンピック競技の開催等に向けて、諸課題の解決及び環境整備等を図る必要性があることから、「アクセス強化に向けた県道銚田・鹿嶋線、荒井・行方線、都市計画道路宮中佐田線等未整備区間について、交通インフラの整備等の実施」、「渋滞対策のため、パークアンドバスライドを実施する等の対応を行い、周辺住民に対する生活環境への影響を最小限にとどめるよう対策の実施」、「公共交通機関に乗り遅れるなどの帰宅困難者が想定されることから、2002 FIFAワールドカップを参考に、その対応策の検討」、「東京2020オリンピックのメディアセンターとして、使用するカシマスポーツセンターをはじめ、オリンピック開催に伴う関連施設の整備改修等に伴う経費について、特段の配慮」、「カシマサッカースタジアム周辺に、オリンピック開催記念のレガシーとして残る、施設やメモリアル等の整備の検討」、「県全体の取り組みとして、茨城県特産品販売イベントや震災からの復興の取り組みを紹介するブース等を設置し賑わいの場を創出」を求め、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。